



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

**告 示**

- 都市計画事業の変更の認可・2件(道路街路課) ..... 1

**公 告**

- 大規模小売店舗の変更の届出(中小企業支援課) ..... 2
- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知(道路街路課) ..... 2
- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知(都市公園課) ..... 2
- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知・2件(下水道課) ..... 3

**選挙管理委員会事項**

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数 ..... 3

**正 誤**

- 令和7年3月11日付け公報定期第5296号中訂正 ..... 4

## 告 示

### 沖縄県告示第149号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、平成20年沖縄県告示第578号で認可した名護都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年4月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 名護市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 名護都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・6・18号山手線及び3・5・1号中央線
- 3 事業施行期間 平成20年9月26日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

### 沖縄県告示第150号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、平成25年沖縄県告示第658号で認可した名護都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年4月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 名護市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 名護都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・5・名29号山田原線、3・5・名14号宮里大北線及び3・4・4号伊差川線
- 3 事業施行期間 平成25年12月17日から令和8年3月31日まで

- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和7年4月8日から同年8月8日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び豊見城市企画部商工観光課において縦覧に供する。

令和7年4月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 MEGAドン・キホーテ豊見城店 豊見城市字翁長854番地3
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス 東京都渋谷区道玄坂二丁目25番12号 代表取締役 吉田直樹
- 3 届出年月日 令和7年3月3日
- 4 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の住所
  - 変更前 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
  - 変更後 東京都渋谷区道玄坂二丁目25番12号
- 5 変更の年月日 令和6年9月27日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
  - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
  - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年4月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 南城都市計画道路事業
  - (2) 名称 1・4・1号南部東道路
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成27年7月22日から令和12年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年4月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
  - (2) 名称 9・6・3号中城公園
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 事業施行期間 平成9年4月23日から令和14年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の変更

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年4月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 中部広域都市計画及び那覇広域都市計画下水道事業
  - (2) 名称 中城湾流域下水道
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 事業施行期間 昭和59年3月21日から令和13年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の変更

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年4月8日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画及び南城都市計画下水道事業
  - (2) 名称 中城湾南部流域下水道
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 事業施行期間 平成8年10月17日から令和13年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の変更

## 選挙管理委員会事項

### 沖縄県選挙管理委員会告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行

政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、令和7年沖縄県選挙管理委員会告示第5号は、廃止する。

令和7年4月8日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,508
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 246,921
- 3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名称	3分の1の数
名護市選挙区	16,986
うるま市選挙区	33,327
沖縄市選挙区	37,442
宜野湾市選挙区	26,350
浦添市選挙区	30,530
那覇市・南部離島選挙区	87,905
豊見城市選挙区	16,962
島尻・南城市選挙区	36,421
糸満市選挙区	16,126
宮古島市選挙区	15,321
石垣市選挙区	14,774
国頭郡選挙区	17,868
中頭郡選挙区	41,779

**正 誤**

令和7年3月11日付け公報定期第5296号掲載の「大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
4	上から12	令和7年3月11日から同年7月11日まで	令和7年3月11日から同年4月11日まで
4	上から24	令和7年3月11日から同年7月11日まで	令和7年3月11日から同年4月11日まで

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地
---	--